

町田市地域 循環型社会形成推進地域計画

【第2期】

東京都 町田市
令和元年12月2日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	東京都 町田市
面積	71.55 k m ²
人口	428,589 人 (平成 30 年 10 月 1 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画は随時見直すものとする。

(3) 基本的な方向

町田市（以下、「本市」という。）は、東京都の南端にあり、半島のように神奈川県に突き出ている。多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しており、中心部では商業・文化ゾーンが形成され、これを囲んで住宅街が広がり、その外側には大規模な団地が点在している。一方、豊かな自然環境にも恵まれている。

生活系ごみは、分別収集後、本市の焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、剪定枝資源化施設、ビン・カン選別施設、ペットボトル減容施設で処理を行っている。

焼却後の焼却灰はエコセメントとして資源化し、中間処理後の有価物等は業者委託、売却、指定法人への引渡し、市民への有償提供により、それぞれ再利用を図っている。

なお、小山ヶ丘地域の燃やせるごみ及び燃やせないごみは、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場へ搬入している。

本市の焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設がある「町田リサイクル文化センター」は、稼働後 35 年以上（焼却施設 4 号炉を除く）が経過し老朽化していることから、「町田市資源循環型施設整備基本計画」（平成 25 年 4 月策定）において、熱回収施設等（熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等）を町田リサイクル文化センター敷地内に、資源ごみ処理施設を相原地区及び上小山田地区にそれぞれ整備する計画とした。

平成 25 年度から令和元年度までを計画期間とした「町田市地域循環型社会形成推進地域計画」では、熱回収施設等施設整備工事着手並びに資源ごみ処理施設整備のための各種調整を行ってきた。

本計画においては、熱回収施設等の令和 3 年度稼働を目指し引き続き工事を進めるとともに、資源ごみ処理施設については、相原地区は令和 7 年度、上小山田地区は令和 9 年度を稼働開始目標とし、それぞれ地元連絡会との協議を継続的に行っていく。

事業系ごみは、自らの責任において適正に処理するものとしているが、産業廃棄物以外の紙くず、厨芥類、木くず、繊維くず等は、市の施設へ搬入できる。また、事前登録した少量排出事業者については、1回2袋まで市が戸別収集を行っている。

生活排水は、公共下水道の他、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取りを使用しており、収集したし尿及び浄化槽汚泥は前処理（破碎）の後、下水道に希釈放流している。

平成31年3月にし尿・浄化槽汚泥と一般家庭からのディスポーザー汚泥を併せてリサイクルが可能な境川クリーンセンターを改修し、本地域における循環型社会の構築をさらに推進することとする。

汚水衛生処理の推進については、市街化区域において公共下水道整備が概ね完了した。市街化区域に残る下水道未整備地区においては、引続き公共下水道整備による汚水衛生処理の推進を図り、一方、市街化調整区域においては、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及促進の2つの手法を併用し、汚水衛生処理の推進を図っていく。

合併処理浄化槽の普及促進のため、合併処理浄化槽設置事業補助金制度を設けている。これまで設置費及び撤去費を対象としていたが、令和元年度に配管費についても補助対象に加え、一層の合併処理浄化槽の普及に取り組んでいるところである。

また、合併処理浄化槽においては、適切な維持管理が行われることが必要であることから、平成29年度から浄化槽維持管理費補助金制度を設け、適切な維持管理の推進に努めている。

（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市の清掃工場は「東京都ごみ処理広域化計画」（平成11年3月）において「全連続式の100トン/日以上規模となっているため、現状では、広域的な施設整備がされている」と位置付けられている。今後、東京都における広域化計画の策定に合わせて検討を行う。

ただし、清掃工場から発生する焼却残さについては、多摩地域25市1町とともに「東京たま広域資源循環組合」において広域的にエコセメント化に取り組んでいる。

また、本市のうち小山ヶ丘地域のごみは、多摩ニュータウン区域に属する八王子市の一部及び多摩市全域とともに「多摩ニュータウン環境組合」において広域的に処理を行っている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

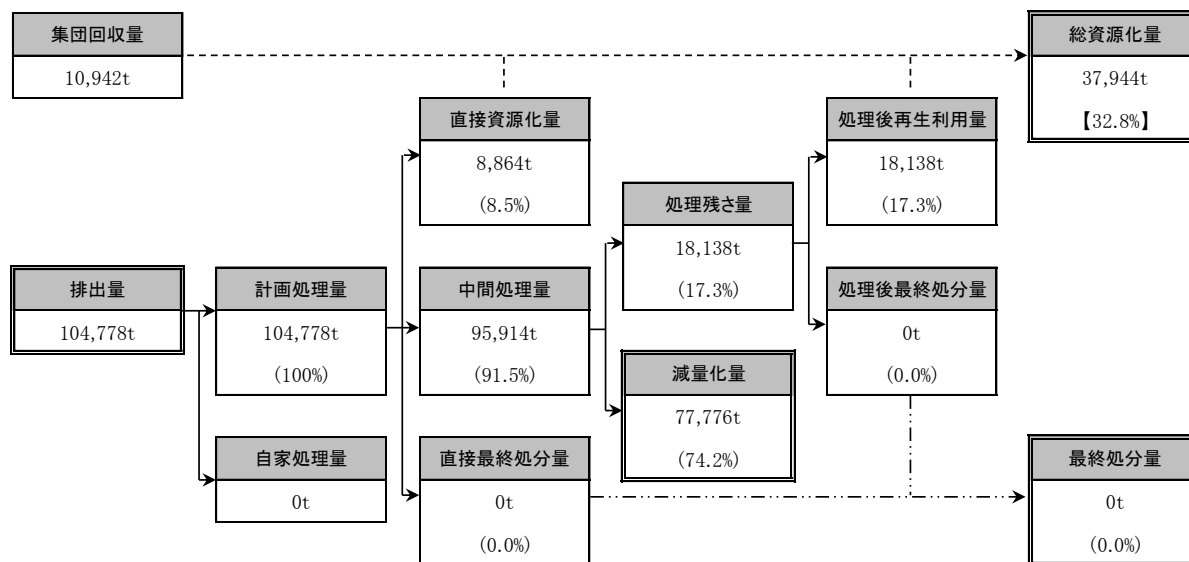
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、115,720 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 37,944 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総排出量＋集団回収量））は 32.8%である。

中間処理による減量化量は 77,776 トンであり、集団回収量を除いた排出量の概ね 7割が減量化されている。また、焼却残さはエコセメント化を行っており、最終処分量はない。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 86,440 トンである。焼却処理に伴って発生する熱エネルギーについては、ボイラ設備を通して熱回収し、発電及び蒸気による熱利用を行っている。発電量は平成 30 年度実績で 21,552MWh/年であり、所内使用分を除く 4,245.5MWh/年を売電している。蒸気については、場内での空調・給湯利用の他、隣接する室内プール施設に供給を行っている。



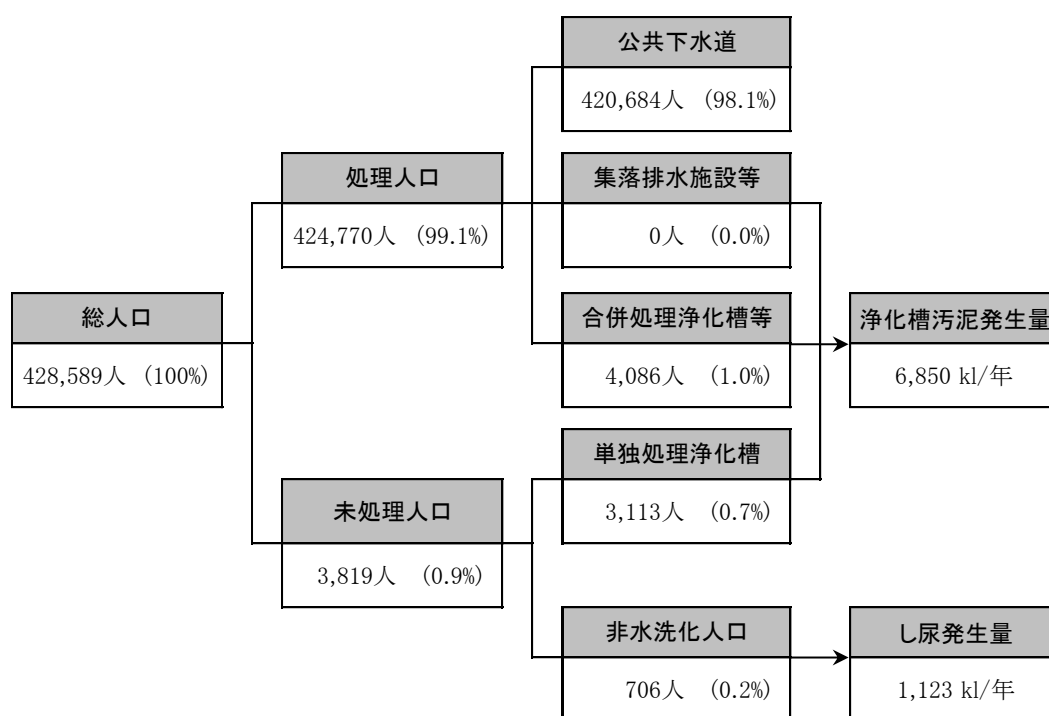
※ 総資源化率は集団回収を含む排出量に対する割合を示す。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。
生活排水処理対象人口は、全体で 428,589 人であり、水洗化人口は、424,770 人、汚水衛生処理率は 99.1% である。

し尿発生量は 1,123kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 6,850 kℓ/年であり、処分量（＝収集・運搬料）は 7,973kℓ/年である。



※平成 30 年 10 月 1 日現在人口を示す。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目 標(割合 ^{※1}) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	18,157 トン	17,652 トン (-2.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.51 トン/事業所	1.47 トン/事業所 (-2.8%)
	生活系 総排出量	86,621 トン	81,683 トン (-5.7%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	170.44 kg/人	159.49 kg/人 (-6.4%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	104,778 トン	99,335 トン (-5.2%)
再生利用量	直接資源化量	8,864 トン (8.5%)	8,864 トン (8.9%)
	総資源化量	37,944 トン (32.8%)	38,079 トン (34.3%)
エネルギー回収量	発 電 年間発電電力量	21,552.0 MWh	30,492.0 MWh
	熱 利 用 年間熱利用量	681,633 GJ	253 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：Gj〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

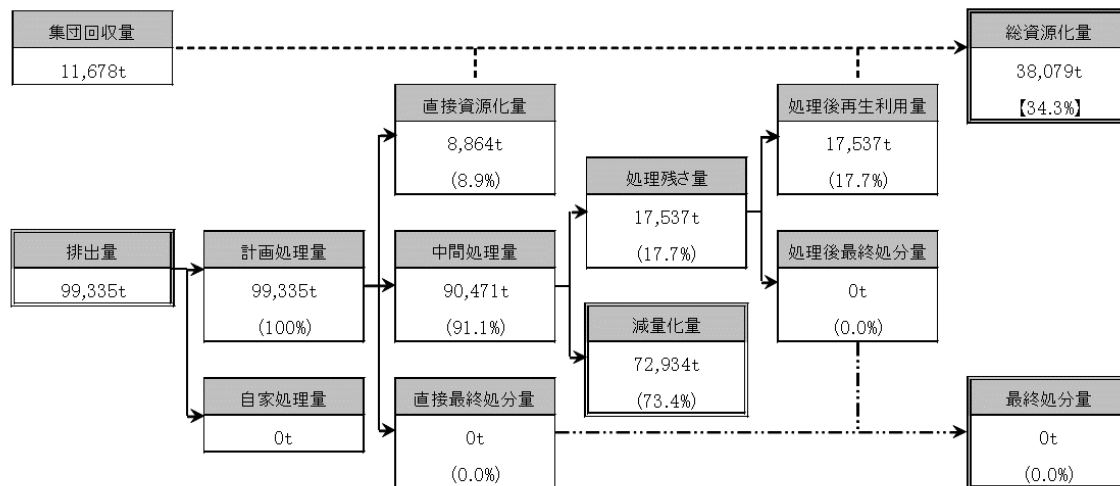


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

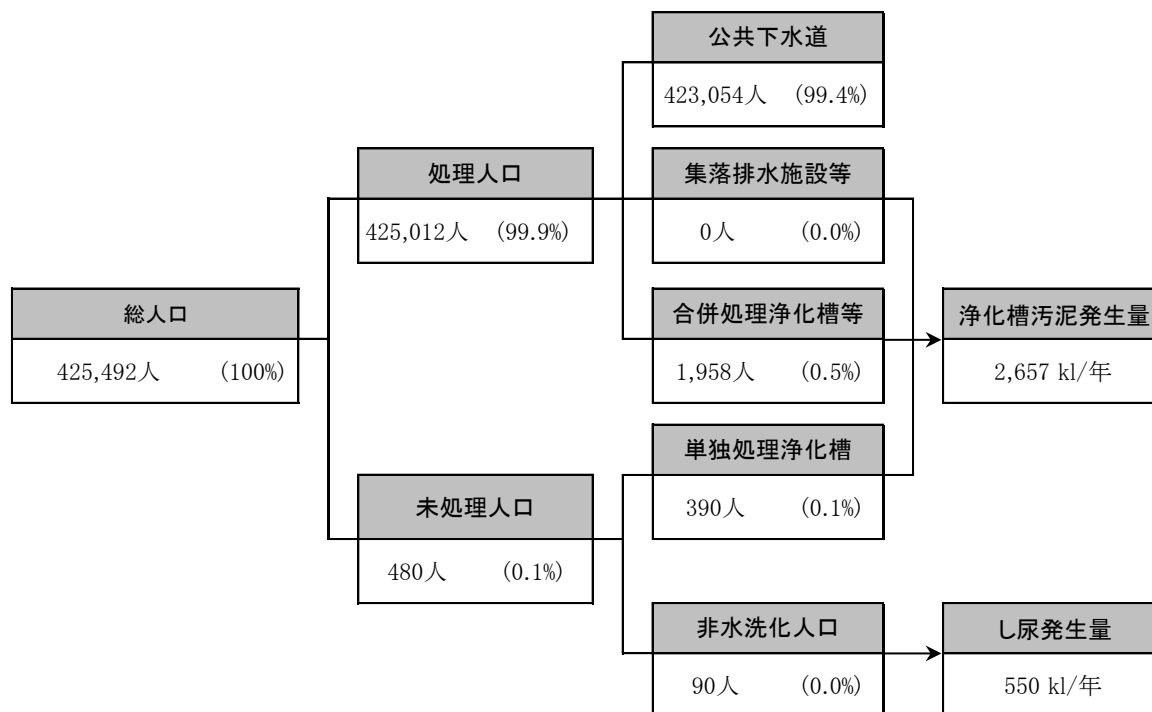
(4) 生活排水の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の污水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指し、表 2 及び図 4 のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2 生活排水処理の現状と目標

		平成30年度実績	令和7年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	420,684 人 (98.1%)	423,054 人 (99.4%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	4,086 人 (1.0%)	1,958 人 (0.5%)
	未処理人口	3,819 人 (0.9%)	480 人 (0.1%)
	合計	428,589 人	425,492 人
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	1,123 キロリットル	550 キロリットル
	浄化槽汚泥量	6,850 キロリットル	2,657 キロリットル
	合計	7,973 キロリットル	3,207 キロリットル

※平成 30 年 10 月 1 日現在人口、令和 7 年 3 月 31 日現在人口(推定)を示す。



※令和 7 年 3 月 31 日現在人口(推定)を示す。

図 4 生活排水の処理状況フロー (令和 7 年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化（事業番号 11）

生活系ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ及び臨時排出ごみ）及び少量排出事業者の事業系ごみは、平成 17 年 10 月から排出量に応じた処理手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により徴収している。容器包装プラスチックについては J R 横浜線より南側の地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、成瀬が丘、南町田の全域、原町田 1 丁目の一部（都営町田金森 1 丁目アパート 10 号棟））において、平成 28 年 4 月から指定収集袋による分別収集を開始している。

また、粗大ごみの収集は、排出品目に応じた処理手数料を課しており、処理券の購入代金により徴収している。

なお、施設への直接搬入（生活系ごみ、事業系ごみ、剪定枝）時にも搬入量に応じた処理手数料を徴収しているが、事業系ごみについては、周辺市町村からの越境搬入を防止する観点やさらなる発生抑制の観点から、周辺市の料金とのバランスを考え、平成 27 年度に料金改定を行い、徴収を行っている。

イ 環境教育、普及啓発（事業番号 12）

①啓発・PRの強化

平成 20 年度から、市民・事業者が共にごみの減量を考えるきっかけになるようにごみ情報紙を発行している。また、市によるメール配信サービス「ごみ・資源情報」を活用するとともに、平成 29 年度からは Facebook や Twitter を開始したほか、ごみの減量・資源化に向けた町田市公式 SNS の開設や、ごみ分別アプリの構築・配信など、ICT（情報通信技術）を用いた啓発を進めている。今後もこれらの取組を継続していく。

「リサイクル広場」を情報発信拠点に位置付け、各種情報発信を行う。また、ごみ減量に向けて各種キャンペーンを実施する。

②適正排出の徹底

今後も引き続き、集積所での分別指導や事業系ごみの持込チェックを行い、ごみの適正排出を徹底する。また、ごみ袋サイズダウンチャレンジを市民センターや各種イベント等で実施し、さらなるごみの減量・資源化を図っていく。

③環境に関する情報の共有

今後も引き続き、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」の進捗状況、その他環境に関する情報を広報やホームページ等で周知し、情報の共有を図る。また、平成

23年度から年4回発行している環境広報紙を通じて環境に関するさまざまな情報を発信していく。

④保育園・小学校等での環境学習の推進

保育園、幼稚園、小学校を対象にした「ごみと環境の出前講座」や、市民団体との協働によりごみの発生抑制等に関する取組を推進する「ハチドリ教室」を今後も継続展開する。また、子どもセンター等でのエコやリサイクルに関する体験講座を通じ、今後も引き続き、教育委員会及び関係団体と連携し、ごみや環境について体系的に学習できる環境醸成に取り組む。

⑤出前講座の充実

今後も引き続き、ごみ減量・資源化について具体的な方法を理解してもらうために、地域や学校での出前講座を進める。出前講座の実施に当たっては、市民と連携・協働して実施する。特に平成28年4月より容器包装プラスチックの分別収集を実施しているJR横浜線以南地域を重点地域とし、地域の要望に応じた出前講座を展開することとしている。

⑥施設見学の充実

今後も、関連施設の見学・視察の受け入れを継続し、市の清掃事業に対する理解が深まるよう努めていく。なお、清掃工場の見学については、建て替え工事に伴い、平成29年度以降、原則中止しているが、市民対象のリサイクル施設見学ツアーを実施し、啓発活動を継続していく。また町田市を含む多摩地域25市1町のごみの焼却灰を搬出している東京たま広域資源循環組合の交流事業（「三多摩は一つなり交流事業」）の一環として最終処分場の見学会を実施していく。

ウ 生活系ごみの減量化対策（事業番号 13）

①個人の取り組みを促す仕組みの導入

今後、ごみ減量・資源化に取り組む市民や団体を支援・表彰する等、個人や団体が取り組みやすい環境づくりを検討する。また、家庭から排出される生ごみの自己処理促進のため、生ごみ処理機等購入費の一部補助及び大型生ごみ処理機の貸出しを引き続き継続して実施していく。また、ダンボールコンポストの普及を推進するため、地元大学と協働し、講習会を実施し、さらなる普及を目指していく。

②生ごみの水切りの徹底

水切りキャンペーンを行い、生ごみの水切り体験等を適時実施し、水切り効果を伝え、生ごみ減量に取り組む。引続き、家庭や飲食店での水切りを進めるためのPRを実施していく。

③地域資源回収の推進

地域資源回収は、ごみ減量や資源の有効利用という観点だけではなく、地域コミュニティの活性化にも寄与していることから、今後も引き続き積極的に推進していく。登録（実施）団体に対し、回収量に応じた奨励金の交付や資源回収の看板の支給などの支援を行っていく。

④紙類の資源化の推進

今後も引き続き、燃やせるごみに含まれる紙類を分別排出するよう、PRを徹底する。

⑤資源化の促進

生活系ごみの中からリサイクルできる対象品目（家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、家庭用使用済みインクカートリッジ、その他資源化可能物）を、市民が無料で直接持ち込む常設と移動式のリサイクル広場の活動を推進していく。市民と協働し、ごみの資源化を推進することで、ごみ減量意識や3Rの普及拡大を目指す。また、市と地域団体が協定を結び、地域が自主的に運営する地域リサイクル広場については継続的に運営支援を行い、維持・拡大に努めていく。

子ども用のリユース品（ベビーカー・ベビーベッド・衣料品など）の回収会・配布会等を通じ、資源の有効活用とごみの減量を図っていく。また、事業者との協働により使用済み小型家電の宅配回収やインクカートリッジの回収を実施し、さらなるごみの再利用・資源化を推進していく。

⑥イベントごみ減量支援

平成21年度より各種イベント主催者に対し、分別ステーションの貸出しやエコ食器の導入・斡旋について支援を実施している。イベント参加者へごみ減量・資源化意識の普及拡大を目指していく。

⑦剪定枝資源化事業

剪定枝資源化センターにて市内から発生する剪定枝を破砕・発酵・熟成させ、良質で安価な剪定枝たい肥（土壌改良材）を市民や市内農家へ販売している。今後ともごみ減量とみどりのリサイクルを推進していく。

エ 事業系ごみの減量化対策（事業番号 14）

①大・中規模事業者での減量・リサイクルの推進

今後も引き続き、大規模事業者に対しては「減量計画書」（廃棄物の減量及び再利用に関する計画）作成を指導するとともに、適正排出・資源化を促進するための「事業系ごみ適正処理ルールブック」を活用して説明会を実施する。また、事業者に対しては必要に応じ減量及び再利用に関する啓発を実施していく。

②優良事業者の表彰・社名公表制度制定

ごみ減量・リサイクルに積極的な事業者を表彰や社名を公表する制度「まちだ 3 R 賞」を推進し、事業者が取り組みやすい環境づくりを広げていく。

③消費者に対するごみ減量・資源化への働きかけ

再生資源として利用できる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの拠点回収を実施する小売店舗をリサイクル推進店として認定、ごみの減量とリサイクルに対して、市と協働を促す。また、飲料のテイクアウトサービスを実施する店舗をマイボトル OK 店として認定し、ペットボトル等の使い捨て容器に係るごみの発生抑制に努め、利用者の啓発や意識向上に供する。そのほか、食品ロス削減に向けたキャンペーンの PR 実施等、店舗や事業所で様々な取り組みを今後も拡大していく。

オ 生活排水対策（事業番号 15）

浄化槽においては、保守点検・清掃・法定検査の三大義務の実施が必要である。戸別訪問を行うなど啓発活動に努め、浄化槽管理者に対し適正な維持管理を呼び掛けていく。また、三大義務の実施を要件とした浄化槽維持管理費補助金制度を運用し、適切な維持管理の推進を図っていく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 21）

分別区分、処理方法については、表 3 のとおりである。

現在、本市では資源ごみとして「剪定枝」、「古紙（新聞・ダンボール・雑誌／本・雑紙）」、「古着」、「ビン」、「カン」、「ペットボトル」、「白色発泡トレイ」、「紙パック」、「容器包装プラスチック」を分別している。

今後は、家庭から出る生ごみの 100%資源化、プラスチックごみの減量・資源化を推進するとともに、熱回収施設並びに資源ごみ処理施設の整備により、より効率的な資源化システムを構築していく。

新たな熱回収施設等においても、効率的な熱・エネルギーの回収を進め、周辺施設での有効活用に努める。

①生ごみの 100%資源化

◇資源化方法として、家庭での処理を優先し、肥料などとして利用

- ・家庭用生ごみ処理機器及び大型生ごみ処理機、ダンボールコンポストの普及（継続）

◇肥料としての資源化に適さない生ごみを集めてバイオガス化

②プラスチックごみの減量・資源化

◇プラスチックごみの発生抑制

◇安全性に配慮しながら容器包装リサイクル法に則って資源化

- ・容器包装プラスチックごみの分別収集について検討
- ・容器包装プラスチックごみの圧縮梱包について検討

◇その他のプラスチックごみ（製品等）も資源化ルートを拡充

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号 22）

事業系ごみは、清掃工場搬入時の持込チェックにより一定の減量効果を上げているが、さらなる対策を実施する必要がある。

今後も引き続き、施設搬入時の持込チェックの実施（適正排出の徹底）、事業用途に供する部分の延床面積が 3,000 m²以上の大規模事業者に対する「減量計画書」の作成指導などを実施するとともに、適正排出や資源化への理解を深めてもらうための説明会を開催するなど、事業系ごみの発生抑制及び減量化を進めていく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在及び今後についても、あわせて処理する産業廃棄物はない。

エ 生活排水処理体制の現状と今後（事業番号 23）

市街化区域においては、公共下水道の整備が概ね完了した。残された未整備区域及び市街化調整区域における汚水衛生処理の普及を図るため、平成 28 年に「町田市公共用水域水質改善 10 ヶ年計画」を策定した。市街化区域については全域公共下水道とし、市街化調整区域は公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及という 2 つの手法を併用し、今後は汚水衛生処理の推進を図っていく。

なお、収集した、し尿及び浄化槽汚泥は前処理（破砕）の後、下水道に希釈放流しているが、し尿・浄化槽汚泥と一般家庭からのディスポーザー汚泥を併せてリサイクルを行う施設の改修を行った。

オ 今後の処理体制の要点

◇生ごみ・プラスチックごみ等を安全に処理し、温暖化防止のためエネルギー回収を進めるため、また、ビン・カンや金属、ガラス等を分別し、資源化するため、次の施設を整備する。

●環境に配慮したエネルギー回収型廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設

（*熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設、
不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等の一体的整備）

●環境に配慮した資源ごみ処理施設

◇生活雑排水処理のため、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく。

◇し尿及び浄化槽汚泥処理については、一般家庭からのディスポーザー汚泥を併せて処理することが可能な境川クリーンセンターを改修し、整備を行った。

表3 町田市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成30年度）		今後（令和7年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理計画
剪定枝	破砕・発酵	剪定枝資源化センター	リサイクル	剪定枝資源化センター	1,389 t
燃やせるごみ 落ち葉・草・剪定くず	焼却		熱回収	再資源化	56,385 t
	再利用 破砕・選別	町田リサイクル文化センター	熱回収	焼却灰は エコパト化	
燃やせないごみ	再利用 破砕・選別		リサイクル	【整備】 熱回収施設 (焼却施設) バイオガス化施設、 不燃・粗大ごみ 処理施設	4,233 t
	破砕・選別				
粗大ごみ	破砕・選別		リサイクル	【整備】 資源化ごみ処理 施設	5,266 t
	選別・減容				
容器包装プラスチックごみ 製品プラスチックごみ	選別・減容	リレーセンターみなみ			438 t
ペットボトル	選別	ペットボトル減容施設	選別		1,058 t
ビン・カン	選別 かんは圧縮		選別 かんは圧縮		3,685 t
	保管	ビン・カン資源化施設	保管		
有害ごみ	業者回収		業者回収	再資源化	266 t
	業者回収				
古紙・古着	業者回収		業者回収	再資源化	8,834 t
	業者回収				
紙パック	業者回収		業者回収		15 t
トレイ(白色・有色)	選別		選別		8 t
	選別	町田リサイクル文化センター	選別		
紙パック	選別		選別		*収集に 計上
	選別		選別		
小型家電	選別		選別		7 t
ペットボトル	減容	ペットボトル減容施設	減容		*収集に 計上
広場	選別		選別		99 t
持込					
拠点回収					
回収					
合計			合計		81,683 t



(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)アに示す処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う予定である(※本地域計画の計画期間外を含む)。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 (施設名)	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル 推進施設	熱回収施設等整備事業 (不燃・粗大ごみ処理施設)	47t/5h	町田市下小山 田町 3160	R2~R3
2	(町田市バイオエネ ルギーセンター)	熱回収施設等整備事業 (ストックヤード棟等)	1,200 m ²	町田市下小山 田町 3160	R3~R6
3	マテリアルリサイクル 推進施設 (未定)	相原地区資源ごみ処理施設 整備事業	26.3t/日	町田市相原町 3011-1 外	R5~R6 (R7)
参考1	マテリアルリサイクル 推進施設 (未定)	上小山田地区資源ごみ処理 施設整備事業	26.3t/日	町田市 上小山田町	(R7~R9)
4	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	熱回収施設等整備事業 (焼却施設)	258t/日	町田市下小山 田町 3160	R2~R3
5	(町田市バイオエネ ルギーセンター)	熱回収施設等整備事業 (バイオガス化施設)	50t/日	町田市下小山 田町 3160	R2~R3

* 熱回収施設等整備事業(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)は、交付金メニューにより事業を分けて記載した。

* 事業番号参考1の設置予定地詳細については、令和5年度を目途に決定する予定。

* 事業期間の()内は次期計画(第三期)。

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の老朽化への対応、資源の有効利用の促進

事業番号 2 ごみの資源化・有効利用の促進

事業番号 3 ごみの資源化・有効利用の促進

事業番号 参考1 ごみの資源化・有効利用の促進

事業番号 4 既存施設の老朽化への対応、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号 5 生ごみリサイクルの推進

イ 合併処理浄化槽の整備

上記（２）エに示す処理を行うため、表５のとおり合併処理浄化槽の整備を行う。

表５ 整備する合併処理浄化槽

事業番号	事業	直近の整備済 基数 (H30年度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
6	浄化槽設置整備事業	5基	100基	540人	R2～R6

（４）施設整備に関する計画支援事業

上記（３）アの施設整備を行うため、表６のとおり計画支援事業を行う。

表６ 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	事業番号２の熱回収施設等整備事業 (ストックヤード棟)に係る計画支援事業	土壌調査	R3
33	事業番号３の相原地区資源ごみ処理施設 整備に係る計画支援事業	地質・地盤調査、生活環境影響調査、 土壌調査、発注支援・設計業務	R4～R5
3参考1	事業番号参考１の上小山田地区資源ごみ 処理施設整備に係る計画支援事業	地質・地盤調査、生活環境影響調査、 土壌調査、発注支援・設計業務	R6 (R7)

*事業期間の()内は次期計画(第三期)。

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するために、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業（事業番号 41）

清掃工場から発生する焼却残さは、東京たま広域資源循環組合において広域的にエコセメント化を行い、資源化している。その他の資源物は、今後も引き続き、資源化ルートの確保を進めていく。

し尿・浄化槽汚泥及び一般家庭からのディスポージャー汚泥については、平成30年度に老朽化に伴う施設改修を実施した境川クリーンセンターで助燃剤化による資源化を行っており、引き続きリサイクルを推進する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（事業番号 42）

廃家電のリサイクルについては、回収ボックスによる無料回収を実施しており、回収方法を直接持込のほか、平成27年7月からは宅配便を利用した回収サービスも実施し、普及拡大に努めている。今後も、小型家電リサイクル法及び家電リサイクル法に基づく適切な処理がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策（事業番号 43）

廃棄物減量等推進員による町内会・自治会など一体となった普及啓発、パトロールの強化や監視カメラの設置などを行い、不法投棄の早期発見、未然防止を図っていく。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項（事業番号 44）

災害時は、「町田市災害廃棄物処理計画」に基づいて、ごみの保管、収集・運搬、処理、処分を適切に行う。

また、災害発生時に備え、多摩地域の市町村と広域相互支援を図っていく。

※災害時の仮置場候補地となりうる災害時活用可能な空地（表8）

※最終処分場：二ツ塚処分場（東京たま広域資源循環組合）

表 7-1 災害時の仮置場候補地となりうる災害時活用可能な空地（優先度 A）

（事業番号 44）

地区	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	併用する拠点の種類
町田地区	藤の台球場	本町田 3486	8,420	救出・救助部隊の活動拠点、災害時へり緊急離着陸場、応急仮設住宅建設用地
南区	成瀬コミュニティセンター	西成瀬 2-49-1	1,910	ライフライン復旧拠点
鶴川地区	野津田公園	野津田町 2035	64,610	救出・救助部隊の活動拠点、災害時へり緊急離着陸場、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点、応急仮設住宅建設用地
	薬師池公園北駐車場	野津田町 3150	5,200	
	薬師池公園東駐車場	薬師台 2-2	5,390	
	金井スポーツ広場	金井 2-28-5	16,500	応急仮設住宅建設用地
	鶴川中央公園	鶴川 6-6	16,100	応急仮設住宅建設用地
	三輪緑山球場	三輪緑山 1-24-1	17,840	
忠生地区	山崎第二スポーツ広場	山崎町 569-1	13,590	救出・救助部隊の活動拠点、災害時へり緊急離着陸場、応急仮設住宅建設用地
	旧忠生第六小学校	山崎町 1298-1	9,800	
	町田リサイクル文化センター ※	下小山田町 3160	7,970	災害時へり緊急離着陸場
塚地区	小山市民センター	小山町 2507-1	2,890	
	小山白山公園	小山ヶ丘 5-4	6,120	応急仮設住宅建設用地
	相原中央公園	相原町 2018	25,540	応急仮設住宅建設用地
合 計			201,880	

※優先度Aは、町田市地域防災計画の災害時活用可能な空地一覧で、がれき置場に指定されている場所

※町田リサイクル文化センターは現在整備中のため、整備前の面積とし、整備後に面積を見直す。

※敷地面積は、仮置場として利用可能な場所の面積を GIS(地理情報システム)で算出

表 7-2 仮置場候補地となりうる災害時活用可能な空地（優先度B）

地区	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	併用する拠点の種類
町田地区	芹ヶ谷公園	原町田 5-1679	5,050	応急仮設住宅建設用地
	町田市民球場	旭町 3-20-60	8,970	救出・救助部隊の活動拠点、災害時へり緊急離着陸場、応急仮設住宅建設用地
	少年サッカー場	本町田 2340	6,060	応急仮設住宅建設用地
	木曾山崎公園	本町田 2444	13,900	応急仮設住宅建設用地
南地区	金森防災市民 いこいの広場	金森 7-18	3,500	応急仮設住宅建設用地
	鶴間公園※	鶴間 3-1-1	12,410	応急仮設住宅建設用地
	つくし野セントラルパーク	つくし野 3-19	5,210	救出・救助部隊の活動拠点、応急仮設住宅建設用地
	南成瀬鞍掛スポーツ広場	成瀬 2738-1	13,350	応急仮設住宅建設用地
	南成瀬中央公園	南成瀬 1-10	3,820	応急仮設住宅建設用地
	成瀬クリーンセンター※	南成瀬 8-1-1	8,100	救出・救助部隊の活動拠点、ライフライン復旧拠点
	成瀬台公園	成瀬台 3-7	2,240	応急仮設住宅建設用地
鶴川地区	山王塚公園	薬師台 3-3-20	3,620	応急仮設住宅建設用地
	鶴見川クリーンセンター※	三輪緑山 1-1	68,790	救出・救助部隊の活動拠点、災害時へり緊急着陸場、ライフライン復旧拠点、
	三輪中央公園	三輪緑山 3-21	2,940	応急仮設住宅建設用地
	三輪緑山スポーツ広場	三輪緑山 3-25-1	15,490	応急仮設住宅建設用地
忠生地区	山崎自然公園	山崎町 1563	4,500	応急仮設住宅建設用地
	忠生公園	忠生 1-3-1	4,600	応急仮設住宅建設用地
合 計			182,550	

※優先度Bは、町田市地域防災計画の災害時活用可能な空地一覧で、応急仮設住宅建設用地に指定されている場所（優先度Aと重複する場所を除く）

※鶴間公園は現在整備中のため、整備前の面積とし、整備後に面積を見直す。

※成瀬クリーンセンター及び鶴見川クリーンセンターは、地域防災計画でがれき置場になっているが、災害時は下水道事業継続用地としての活用が最優先されるため、優先度Bとする。

※敷地面積は、仮置場として利用可能な場所の面積を GIS(地理情報システム)で算出

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の見直しを行ない公表する。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。
なお、計画は進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、随時見直すものとする。

【資料編】 目次

1. 様式-1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1（平成 30 年度）
2. 様式-2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2（令和 2 年度）
3. 様式-3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
4. 参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
5. 参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
6. 参考資料様式 6 施設概要（浄化槽系）
7. 参考資料様式 6 補足資料 循環型社会形成推進地域計画内訳表（浄化槽系）
8. 参考資料様式 7 計画支援概要
9. 別添資料 1 現有処理施設の概要
10. 別添資料 2-1 計画市域内の施設の状況（現況）
11. 別添資料 2-2 計画市域内の施設の状況（令和 7 年 4 月 1 日時点の予定）
12. 別添資料 2-3 計画市域内の公共下水道整備状況（平成 31 年 3 月 31 日時点）
13. 別添資料 3 人口、ごみ排出量、生活排水の処理・処分内訳等の推移
14. 別添資料 4 分別区分によるごみの分類

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成30年度）（2/2）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総人口	426,448	426,999	428,203	429,070	428,589	425,492
公下水道	404,691 (94.9%)	413,567 (96.9%)	417,253 (97.4%)	419,061 (97.7%)	420,684 (98.1%)	423,054 (99.4%)
農業集落排水施設等	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合併処理浄化槽等	11,555 (2.7%)	6,941 (1.6%)	5,831 (1.4%)	5,192 (1.2%)	4,086 (1.0%)	1,958 (0.5%)
未処理人口	10,202	6,491	5,119	4,817	3,819	480

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料○)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	町田市	5,883基(累計)	40,469人(累計)	100基	540人	
					令和6年度	

※計画地域内の施設の状況(現状、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料○)

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（令和2年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考			
				単位	開始	終了	R2	R3	R4	R5	R6	R7以降	R2	R3	R4	R5	R6	R7以降					
○再生利用に関する事業							11,055,000 (16,535,000)	1,998,000	3,452,000	1,008,000	2,620,000	1,977,000		7,200,000 (10,762,000)	1,289,000	1,440,000	1,008,000	2,095,000	1,368,000		(3,562,000)		
熱回収施設等整備事業 (不燃・粗大ごみ処理施設)	1	町田市	47	t/5h	R2	R3	5,450,000	1,998,000	3,452,000					2,729,000	1,289,000	1,440,000							
熱回収施設等整備事業 (ストックヤード棟)	2	町田市	1,200	m ²	R3	R6	2,605,000			1,008,000	1,120,000	477,000		2,521,000			1,008,000	1,120,000	393,000			解体費2,100,000千円込	
相原地区資源ごみ処理施設整備事業	3	町田市	26.3	t/日	R5	(R7)	3,000,000 (4,240,000)				1,500,000	1,500,000		1,950,000 (2,756,000)				975,000	975,000		(806,000)	R7は次期計画(第三期)にて実施	
上小山田地区資源ごみ処理施設整備	参考1	町田市	26.3	t/日	(R7)	(R9)	0 (4,240,000)							0 (2,756,000)							(2,756,000)	R7～R9は次期計画(第三期)にて実施	
○エネルギー回収型廃棄物処理施設に関する事業							17,718,000	7,960,000	9,758,000					15,259,000	7,476,000	7,783,000							
熱回収施設等整備事業 (焼却施設)	4	町田市	258	t/日	R2	R3																	
熱回収施設等整備事業 (バイオガス化施設)	5	町田市	50	t/日	R2	R3	17,718,000	7,960,000	9,758,000					15,259,000	7,476,000	7,783,000							
○浄化槽に関する事業							110,600 (110,600)	22,120	22,120	22,120	22,120	22,120		78,840	15,768	15,768	15,768	15,768	15,768				
浄化槽設置整備事業	6	町田市	100	基	R2	R6	110,600	22,120	22,120	22,120	22,120	22,120		78,840	15,768	15,768	15,768	15,768	15,768				
○計画支援事業							131,000 (140,000)	0	12,000	55,000	9,000	55,000		131,000 (140,000)		12,000	55,000	9,000	55,000		(9,000)		
熱回収施設等整備事業 (ストックヤード棟)	32	町田市	—	—	R3	R3	12,000		12,000					12,000		12,000							
相原地区資源ごみ処理施設整備事業	33	町田市	—	—	R4	R5	64,000			55,000	9,000			64,000			55,000	9,000					
上小山田地区資源ごみ処理施設整備	参考1	町田市	—	—	R6	(R7)	55,000 (64,000)					55,000		55,000 (64,000)					55,000		(9,000)	R7は次期計画(第三期)にて実施	
合計							29,014,600 (34,503,600)	9,980,120	13,244,120	1,085,120	2,651,120	2,054,120		22,668,840 (26,239,840)	8,780,768	9,250,768	1,078,768	2,119,768	1,438,768		(3,571,000)		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入する。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考	
					開始	終了		R2	R3	R4	R5	R6			
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化	事業系ごみについては、周辺市町村からの越境搬入を防止する観点やさらなる発生抑制の観点から、平成27年度より料金体系の改定を実施し、運用していく。	町田市	R2	R6									
	12	環境教育、普及啓発	啓発・PRの強化、適正排出の徹底、環境に関する情報の共有、小学校等での環境学習の推進、出前講座の充実、関連施設の見学等を推進していく。平成29年度からはごみ減量・資源化に向けた町田市公式SNSの開設や、ごみ分別アプリの構築・配信など、ICTを用いた啓発も推進していく。	町田市	R2	R6									
	13	生活系ごみの減量化対策	個人の取り組みを促す仕組みの導入、生ごみの水切りの徹底、地域資源回収の推進、紙類の資源化の推進を行っていく。家庭用生ごみ処理機、大型生ごみ処理機の普及	町田市	R2	R6									
	14	事業系ごみの減量化対策	大・中規模事業者での減量・リサイクルの推進、優良事業者の表彰・社名公表制度を推進していく。	町田市	R2	R6									
	15	生活排水対策	戸別訪問などにより浄化槽の適正な維持管理を啓発していく。また、浄化槽維持管理費補助金制度による保守点検・法定検査・清掃の実施を促進していく。	町田市	R2	R6									
変更し体制する構築のもの、	21	生活系ごみ	より効率的な資源化システムを構築していく。また、熱回収施設(焼却施設)、バイオガス施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等の一体的整備による資源化の促進を行っていく。	町田市	R2	R6									
	22	事業系ごみ	施設搬入時の持込チェック(搬入物検査)の実施、大規模事業者に対する減量計画書の作成指導や説明会開催など、事業系ごみの発生抑制及び減量化を進めていく。	町田市	R2	R6									
	23	生活排水	公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及と併せて、汚水衛生処理を推進していく。	町田市	R2	R6									
処理施設の整備に関するもの	1	熱回収施設等整備事業(不燃・粗大ごみ処理施設)	熱回収施設等整備事業(焼却施設、バイオガス施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等)の一体的整備を行う。	町田市	R2	R3	○								
	2	熱回収施設等整備事業(ストックヤード棟等)	熱回収施設等整備事業(焼却施設、バイオガス施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等)の一体的整備を行う。	町田市	R3	R6	○								
	3	相原地区資源ごみ処理施設整備事業	ビン・カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設の整備を行う。	町田市	R5	(R7)	○								R7は次期計画(第三期)にて実施
	参考1	上小山田地区資源ごみ処理施設整備	ビン・カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設の整備を行う。	町田市	(R7)	(R9)	○								R7～R9は次期計画(第三期)にて実施
	4	熱回収施設等整備事業(焼却施設)	熱回収施設等整備事業(焼却施設、バイオガス施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等)の一体的整備を行う。	町田市	R2	R3	○								
	5	熱回収施設等整備事業(バイオガス施設)	熱回収施設等整備事業(焼却施設、バイオガス施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ストックヤード棟等)の一体的整備を行う。	町田市	R2	R3	○								
施設整備に関するものに係る	32	熱回収施設等整備事業(ストックヤード棟等)	土壌調査を行う。	町田市	R3	R3	○								
	33	相原地区資源ごみ処理施設整備事業	地質・地盤調査、生活環境影響調査、土壌調査、発注支援・設計業務、を行う。	町田市	R4	R5	○								
	3参考1	上小山田地区資源ごみ処理施設整備	地質・地盤調査、生活環境影響調査、土壌調査、発注支援・設計業務、を行う。	町田市	R6	(R7)	○								R7は次期計画(第三期)にて実施
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	東京たま広域資源循環組合において焼却残渣のエコセメント化を行っており、その他の資源化物は引き続き資源化ルートの確保を推進していく。	町田市	R2	R6									
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行っていく。	町田市	R2	R6									
	43	不法投棄対策	廃棄物減量等推進員による普及啓発、パトロールの強化や監視カメラの設置など、早期発見、未然防止を図っていく。	町田市	R2	R6									
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害時は、「町田市災害廃棄物処理計画」に基づいて、ごみの保管、収集・運搬、処理、処分を適切に行う。	町田市	R2	R6									

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表41に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	町田市
(2) 施設名称	町田市バイオエネルギーセンター 熱回収施設等整備事業（不燃・粗大ごみ処理施設）事業番号 1
(3) 工期	今期計画（第二期） 令和2年度～令和3年度
(4) 施設規模	処理能力 47t/5h
(5) 処理方式	破砕処理・選別処理
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクルを推進し、ごみの資源化・有効利用を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	5,450,000 千円
------------	--------------

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	町田市
(2) 施設名称	町田市バイオエネルギーセンター 熱回収施設等整備事業（ストックヤード棟）事業番号 2
(3) 工期	今期計画（第二期） 令和3年度～令和6年度
(4) 施設規模	約1,200 m ²
(5) 処理方式	屋内ヤード貯留
(6) 地域計画内の役割	マテリアルリサイクルを推進し、ごみの資源化・有効利用を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	アルミ・鉄類、布団、小型家電等
-------------	-----------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	2,605,000 千円（内解体費 2,100,000 千円）
------------	---------------------------------

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	町田市
(2) 施設名称	相原地区資源ごみ処理施設整備事業 事業番号 3
(3) 工期	1 今期計画（第二期） 令和5年度～令和6年度 2 次期計画（第三期） 令和7年度
(4) 施設規模	26.3 t / 日
(5) 処理方式	選別・圧縮・梱包
(6) 地域計画内の役割	資源ごみ処理施設を整備し、効率的な資源化システムの構築し ごみの資源化・有効利用を促進する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	容器包装プラスチック、ビン・カン、ペットボトル、トレイ・ 紙パック、有害ごみ（乾電池、蛍光灯等）、使用済み小型家電 等
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備	: 無
	②小規模ストックヤードの整備	: 無
	③簡易プレス機の整備	: 無
	④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	: 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	3,000,000 千円 (第三期計画 : 1,240,000 千円) (総事業費 : 4,240,000 千円)
------------	---

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	町田市
(2) 施設名称	町田市バイオエネルギーセンター 熱回収施設等整備事業（焼却施設） 事業番号 4
(3) 工期	今期計画（第二期） 令和2年度～令和3年度
(4) 施設規模	処理能力 258t/日（129t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ炉式 処理方式：全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 22.5%） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 16%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	ごみの適正処理、最終処分量の削減を図る。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> （無）

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	17,718,000 千円
------------	---------------

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	町田市
(2) 施設名称	町田市バイオエネルギーセンター 熱回収施設等整備事業(バイオガス化施設) 事業番号 5
(3) 工期	今期計画(第二期) 令和2年度～令和3年度
(4) 施設規模	処理能力 50t/日
(5) 形式及び処理方式	ごみメタン化施設(高温乾式)
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 33%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 <input checked="" type="radio"/>
(7) 地域計画内の役割	生ごみを資源としてリサイクルを推進することにより、循環型社会を形成する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	350kWh/ごみt以上
(11) バイオガスの利用計画	発電による場内への電力供給・売電, メタン発酵槽の加温

(12) 事業計画額	※「熱回収施設等整備事業(焼却施設)事業番号4」を含む。
------------	------------------------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	町田市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業 事業番号 6
(3) 事業の実施目的及び内容	公共用水域の水質改善を図るため
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。 （キ）その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 78,840 千円 うち ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 78,840 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	80基 (400人分)	62,400千円	84,000千円	62,400千円
6～7人槽	20基 (140人分)	16,440千円	26,600千円	16,440千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合計	100基 (540人分)		110,600千円	78,840千円

計画支援概要

都道府県名

東京都

(1) 事業主体名	町田市		
(2) 事業目的	熱回収施設等（ストックヤード棟）の整備 事業番号 32		
(3) 事業名称	熱回収施設等（ストックヤード棟）整備のため		
(4) 事業期間	令和3年度		
(5) 事業概要	土壌調査		
(6) 事業計画額	12,000 千円		

計画支援概要

都道府県名

東京都

(1) 事業主体名	町田市		
(2) 事業目的	相原地区資源ごみ処理施設の整備 事業番号 33		
(3) 事業名称	相原地区資源ごみ処理施設整備のため		
(4) 事業期間	令和4年度～ 令和5年度		
(5) 事業概要	生活環境影響調査 発注仕様書作成 地質地盤調査		
(6) 事業計画額	64,000 千円		

計画支援概要

都道府県名

東京都

(1) 事業主体名	町田市		
(2) 事業目的	上小山田地区資源ごみ処理施設の整備 事業番号 3 参考 1		
(3) 事業名称	上小山田地区資源ごみ処理施設整備のため		
(4) 事業期間	令和 6 年度～ (令和 7 年度)		
(5) 事業概要	生活環境影響調査 発注仕様書作成 地質調査		
(6) 事業計画額	55,000 千円 (9,000 千円) (64,000 千円)		

※令和 7 年度は次期計画（第三期）にて実施

現有処理施設の概要

施設名称	町田リサイクル文化センター	
所在地	町田市下小山田町3160番地	
処理能力	626 t / 日 1号炉：休止中 (150 t / 24h) 2号炉：150 t / 24h 3号炉：150 t / 24h 4号炉：176 t / 24h	
焼却炉	炉型式	流動床式焼却炉
	竣工年月	1～3号炉：昭和57年3月、4号炉：平成6年8月
	設備内容	受入供給設備：ピット&クレーン方式 焼却設備：流動床式 前処理設備：ごみ粉碎機（縦形回転式） 排ガス冷却設備：自然循環式ボイラ 排ガス処理設備：バグフィルター、乾式HCL除去装置、活性炭供給装置 排水処理設備：クローズドシステム 余熱利用設備：蒸気タービン及び発電機 飛灰処理設備：飛灰固化
粗大ごみ 破砕設備	処理能力	70 t / 5h
	竣工年月日	昭和57年3月20日
	設備内容	受入供給設備：ピット&クレーン方式 破砕設備：圧縮せん断方式 選別設備：電磁吊下式磁選機
減容設備 （ペレットボトル）	処理能力	6 t / 日
	竣工年月日	平成17年9月
	処理方式	機械圧縮梱包方式
資源化設備 （ビン・カン）	処理能力	20.5 t / 日
	竣工年月日	昭和44年、昭和52年3月
	処理方式	ビン選別作業場：手選別、カン選別作業場：機械選別方式
	備考	*当該設備の所在地は、町田市下小山田町3267番地となる。

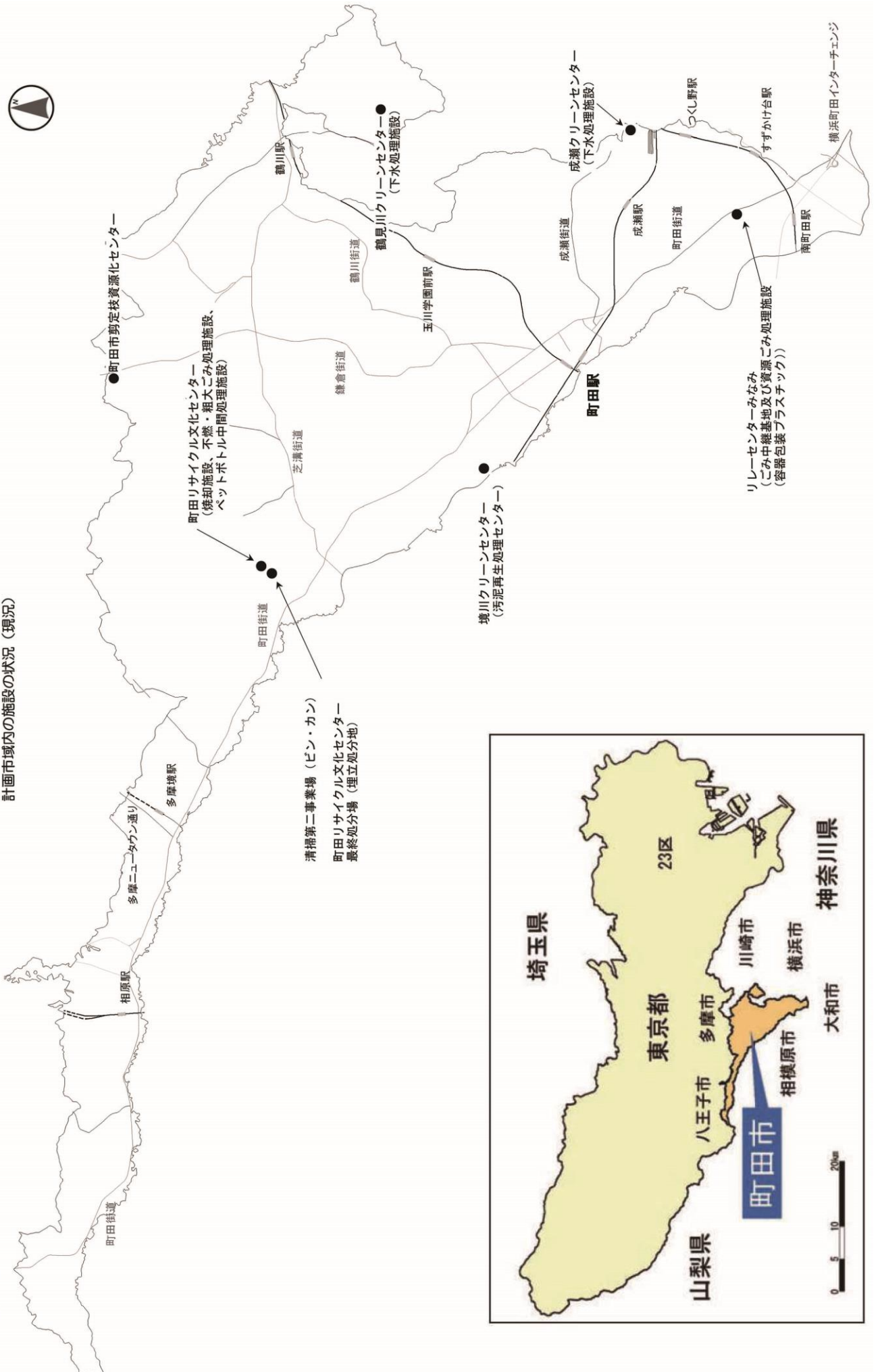
施設名称	町田リサイクル文化センター最終処分場	
所在地	町田市下小山田町3267番地	
竣工年月	昭和56年6月	
総面積	128,996m ²	
埋立地面積	65,268m ²	
全体容量	638,822m ³ 池の辺埋立区：426,922m ³ 、峠谷埋立区：211,900m ³ 、雨水調整池：30,000m ³	
埋立方式	サンドイッチ工法	
備考	埋立休止	

施設名称	リレーセンターみなみ	
所在地	町田市南町田2-6-14	
処理能力	①100 t / 日 ②4.9 t / 日	
竣工年月	①昭和60年2月 ②平成28年3月	
設備内容	①ホッパー、コンパクター、コンテナ移動装置 ②圧縮梱包設備	

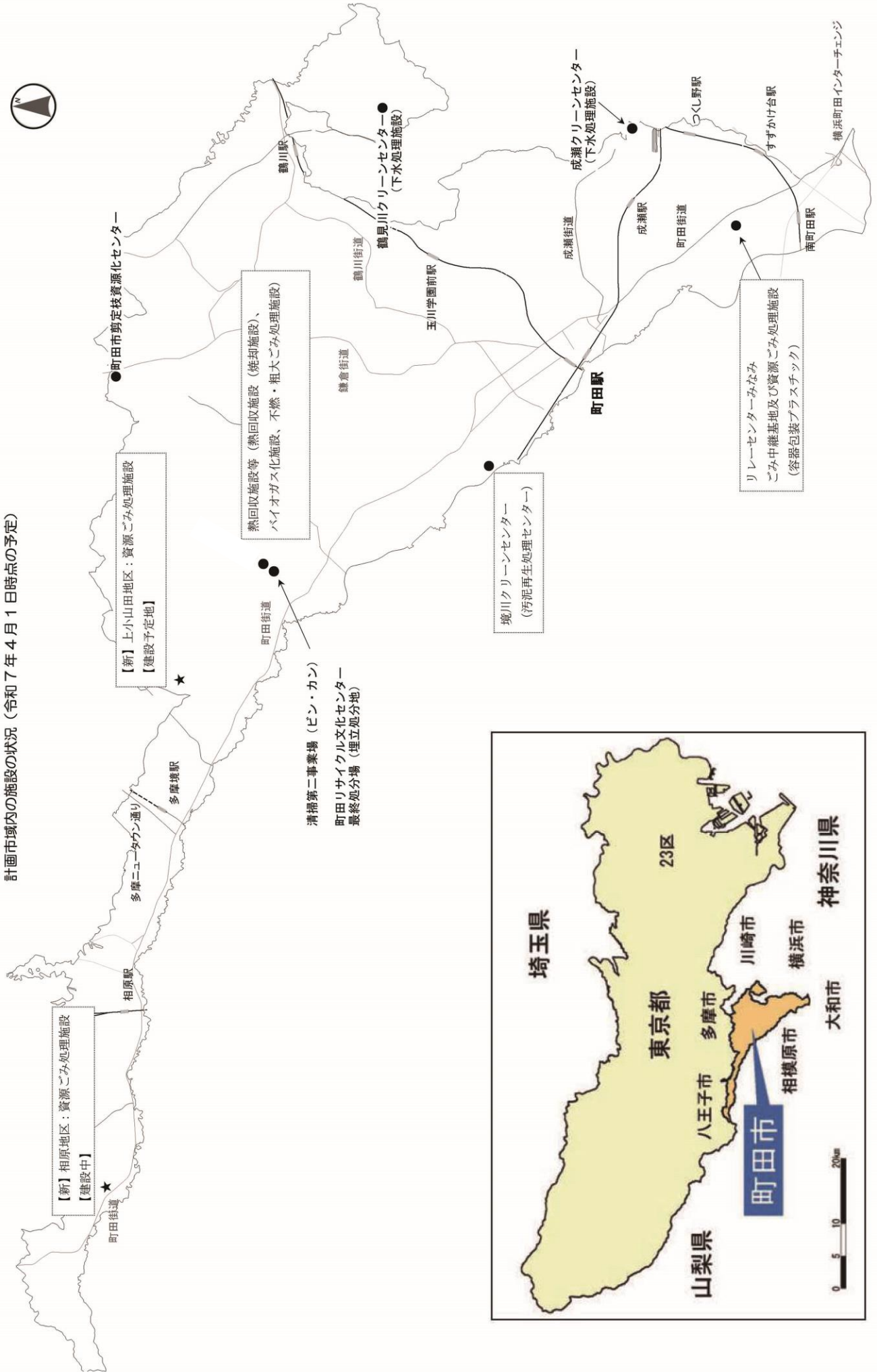
施設名称	町田市剪定枝資源化センター	
所在地	町田市小野路町3332	
処理能力	10 t / 日	
竣工年月	平成20年4月	
設備内容	破砕機、スクープ式自動攪拌機	

施設名称	境川クリーンセンター	
所在地	町田市木曾東二丁目1番1号	
処理能力	41.5kl / 日	
竣工年月	平成31年3月（リニューアル）	
処理方式	脱水汚泥は助燃剤化、脱水ろ液は希釈後、下水道放流	
設備内容	受入貯留設備、助燃剤化設備、希釈・排水設備、脱臭設備、取水設備	

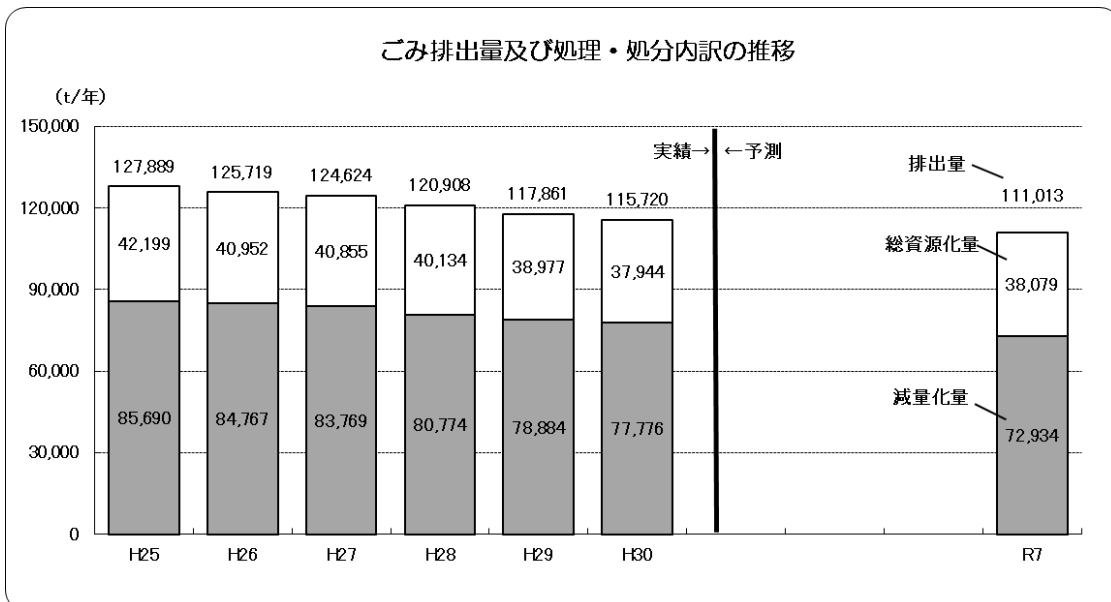
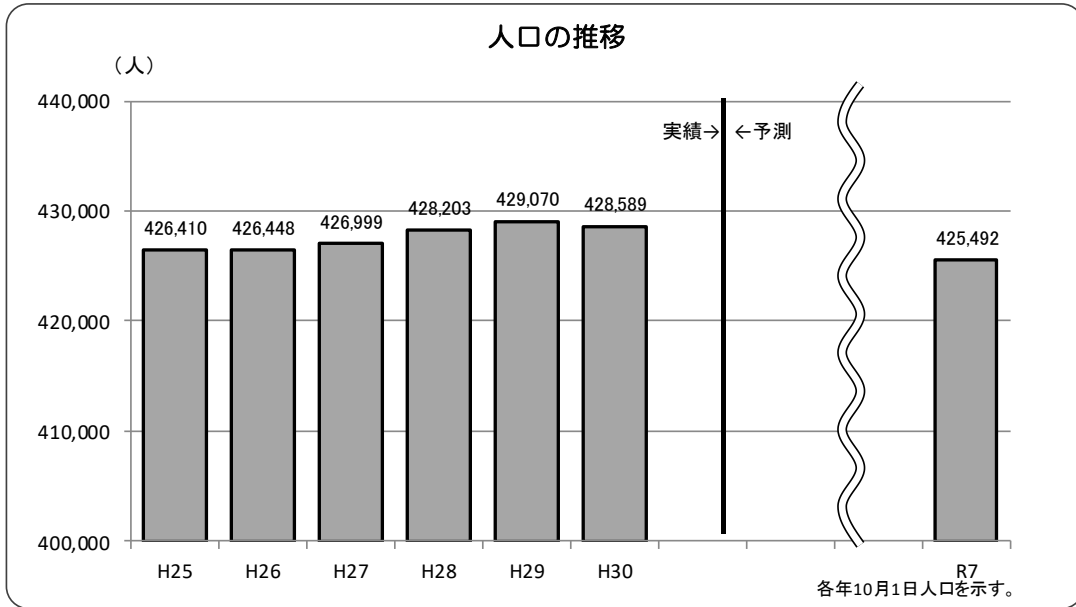
計画市域内の施設の状況（現況）

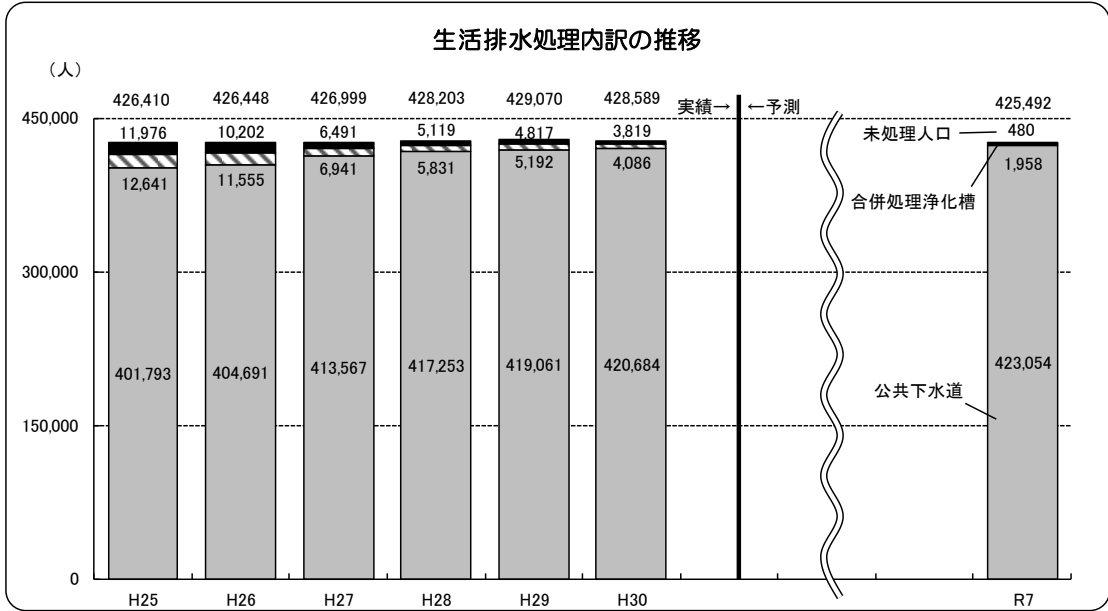


計画市内の施設の状況（令和7年4月1日時点の予定）



別添資料3





別添資料4

分別区分によるごみの分類

分別区分		分類される主なごみの種類	収集方法	収集頻度	容器等
収集	燃やせるごみ、 落ち葉・草・剪定くず	生ごみ、木、布、紙製で資源にならないものなど、指定収集袋に入りきるもの 【例】生ごみ、座ぶとん、天ぷら油(布や紙にしみこませて)、革製品・ビニール製品(金属の含まれていないもの)、発泡スチロール、食品類の容器・包装	戸別収集	週2回	指定 収集袋
	燃やせないごみ	陶器、金属、プラスチック、ガラス製品、小型電気製品、金属や硬いプラスチックの複合物などで指定収集袋に入りきるもの 【例】せともの、ガラス製品、革製品、ビニール製品(金属などが合わさったもの)、小型電気製品、丸太・角材、座いす、そうじ機、ビデオテープ・カセットテープ・CD・DVD、鏡 *一部、棒状で指定収集袋に入りきらない細長いものも対象	戸別収集	月2回	指定 収集袋
	粗大ごみ	指定収集袋に入らないもの、または重さが10kgを超えるもの	予約収集 /直接搬入	随時	粗大ごみ 処理券
	容器包装プラスチックごみ、 製品プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみの分別は一部地域で実施中。基本的に「プラマーク」がついているもので、専用の指定収集袋に入れ、1回の排出量は10kg程度とする 【例】カップ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、チューブ類、プラスチック容器、発泡スチロール容器	戸別収集	週1回	指定 収集袋
	ビン・カン	【例】食品用・飲料用・化粧品等のビン、食品用・飲料用・塗料用等のカン、スプレー缶、カセットボンベ	資源 集積所	週1回	コンテナ
	ペットボトル	【例】飲料用・しょうゆ用・酒類用・みりん風調味料・食酢・調味酢・しょうゆ加工品・ドレッシングタイプ調味料のペットボトル	資源 集積所	月2回	ネット
	古紙・古着	【例】新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、古着等	資源 集積所	週1回	ひも結束
	剪定枝	直径30センチ×長さ60センチ以内に結束した枝木(1本の直径10センチ以内)	資源 集積所	月2回	ひも結束
	有害ごみ	【例】乾電池、蛍光管、ライター、水銀体温計	資源 集積所	月1回	コンテナ
拠点 回収	白色トレイ	白色で、材質表示マーク(リサイクルマーク)がついているか、白色で二つにパキンと折れるもの	販売店や公 共施設設置 の回収ボック スでの拠点 回収	閉店日及び 閉庁日を 除く毎日	回収 ボックス
	紙パック	【例】500ミリリットル以上の大型パック、牛乳・ジュース等の飲料用の紙パック			
	ペットボトル	【例】清涼飲料水・酒類・しょうゆ・みりん風調味料・食酢・調味酢・しょうゆ加工品・ドレッシングタイプ調味料が入っていたもの、リサイクルマークがついているもの			

* 小山ヶ丘地区、特別指定団体(小山田桜台、公社森野住宅、シーアイハイツ、都営武蔵岡住宅、玉川学園と東玉川学園の一部)は異なる場合がある。